

氷見市住宅リフォーム支援補助金交付制度



転入者で空き家を購入し居住のためのリフォームをした方、または三世代同居をするために所有する住宅のリフォームをした方に補助金を交付します。

◆補助対象者

- ①転入者で空き家を購入した日から2年以内に居住のためのリフォーム工事が完成した方
- ②住宅リフォーム工事完成の日から1年以内に当該住宅で三世代同居を行っている方
(リフォーム完成前後1年以内に出生、婚姻、転居により、新たに世帯員が増える場合に限る)
〈用語の定義〉

- ・転入者 … 市内に転入した日以後2年を経過していない者であって、当該転入した日直前に1年間市内に居住していなかった者
- ・三世代同居 … 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態
- ・リフォーム … 居住の用に供する部分の増改築及び改修

◆補助要件

市内に住所を有する法人または個人事業主と契約を締結して施工した場合に限ります。

◆補助金額

リフォームに要した費用の2分の1以内(最大50万円)

※次に掲げるリフォーム工事等費用は補助の対象となりません。

- ・車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- ・門、塀、その他の外構工事
- ・移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
- ・電話及びインターネット等の配線工事
- ・公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ・補助金の交付を受けようとする世帯の者が、自ら施工する工事
- ・住宅の解体のみ行う工事
- ・賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅のリフォーム工事
- ・事務所、店舗その他居住以外を目的に使用する部分のリフォーム工事
- ・本市の他の制度による補助を受けた整備箇所が当該補助の対象となる部分と重複する工事
- ・その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事

◆申請方法

リフォーム工事が完成した日より1年以内(その日が市役所の閉庁日にあたる場合は翌開庁日)までに申請書に必要書類(裏面参照)を添えて申請してください。

◆補助金の返還

次のいずれかに該当した場合、補助金の返還が必要です。

- ・リフォーム工事完成の日から3年以内に転出又は転居した場合
- ・リフォーム工事完成の日から3年以内に交付対象者又はその世帯員が市税を滞納した場合

◆申請書類

- 氷見市住宅リフォーム支援補助金交付申請書
- 氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 工事完了・代金清算証明書
- 口座振替申出書
- 氷見市ふるさと定住促進事業補助金に関するアンケート

【確認書類について】

対象者	✓	書類名称	確認内容	入手方法・発行者
全員	<input type="checkbox"/>	工事完了・代金清算証明書が出せない場合 リフォーム工事費用の支払い証明書（見積書、精算書、領収書、振込控え等）	リフォーム費用、支払いの完了	
	<input type="checkbox"/>	リフォーム工事の施工前、完成後の写真		
	<input type="checkbox"/>	リフォームが完成した日を証する書類		
	<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票（続柄が入っているもの）	現在の住所、世帯員、住定日	氷見市市民課窓口
	<input type="checkbox"/>	市内居住者 世帯分の納税証明書※最新のもの (課税されていない場合は非課税証明書) ※15歳以下(中学生以下)は不要	税の滞納の有無	氷見市税務課窓口
		転入者 世帯全員の現在までの納付すべき税の完納を証明する書類 ※ない場合は最新年度の納税証明書 (課税されていない場合は非課税証明書) ※15歳以下(中学生以下)は不要		
<input type="checkbox"/>	通帳の写し(キャッシュカード可)	金融機関、支店名、名義、口座番号		
① 転入者	<input type="checkbox"/>	戸籍附票(戸籍除附票)	住所歴 (氷見市に転入した日直前に1年間氷見市に居住していなかったか)	本籍地が富山県内→氷見市役所窓口 県外→本籍地へ郵便請求など
	<input type="checkbox"/>	建物の登記(全部事項証明書)	取得日、住所、権利者	法務局(窓口またはオンライン)
② 三世帯同居 (世帯分離している場合)	<input type="checkbox"/>	同居世帯全員の住民票	同居世帯の住所、世帯員	氷見市市民課窓口
	<input type="checkbox"/>	同居世帯全員の納税証明書	同居世帯の税の滞納の有無	氷見市税務課窓口
	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	親子関係	本籍地が富山県内→氷見市役所窓口 県外→本籍地へ郵便請求など

☆ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

【問合せ先】氷見市企画政策部 移住定住推進課 ☎0766-74-8190